

地域金融力強化プラン

2025年12月19日



目 次

I.	はじめに.....	2
II.	地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決.....	3
1.	内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援.....	4
2.	M & A・事業承継や経営者等の人材確保の支援.....	5
3.	早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進.....	6
4.	企業価値担保権も活用した事業性融資の推進.....	7
5.	スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援.....	8
6.	経営者保証に依存しない融資の促進.....	8
7.	地域企業へのDX支援の推進.....	9
8.	地域課題の解決.....	9
(1)	ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進.....	9
(2)	地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画.....	10
(3)	農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進.....	10
(4)	過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進.....	11
(5)	地域における資産形成や金融経済教育における貢献.....	11
(6)	金融・資産運用特区の取組の推進.....	11
9.	地域金融機関による地域活性化の取組の促進.....	11
10.	投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進.....	12
III.	地域金融力発揮のための環境整備.....	14
1.	地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組（金融機関共通の課題における「共同化」による効率的・効果的な対応の推進）.....	14
2.	金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等.....	14
(1)	資本参加制度の期限延長・拡充.....	15
(2)	資金交付制度の期限延長・拡充.....	17
(3)	優先出資の消却方法の弾力化.....	19
3.	その他の環境整備.....	20
(1)	早期警戒制度の見直し.....	20
(2)	モニタリングの強化等.....	21
(3)	地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）.....	22
(4)	同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し....	22

I. はじめに

人口減少・少子高齢化が進行する中で地域が持続的に発展していくため、「地域金融」には、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、幅広い金融仲介機能を発揮しながら、地域経済に貢献する力、言わば「地域金融力」の更なる発揮が求められている。その際には、こうした「地域金融力」の担い手として期待される地域金融機関やその他の主体が、持続可能性を確保しつつ、その役割を十分に発揮できるための環境整備も併せて進める必要がある。

地域金融機関を取り巻く環境としては、地域社会を支える担い手の不足、地域産業の規模縮小が地域経済において喫緊の課題となっている中、地域金融機関は引き続き十分な健全性を有しており、実質的な収益力を示すコア業務純益も足元では下げ止まるなどの傾向が見られる一方で、2023年12月以降、特に信用金庫・信用組合において前年同月比で個人預金量が減少する機関数が増加する機関数を上回っているなど、地域金融機関の経営状況は二極化の兆候が見られる。

こうした中で、2025年6月に、金融審議会の下に「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月にかけて地域金融力の強化に必要な方策についての審議を行った。

本文書（「地域金融力強化プラン」）は、金融審議会における議論も踏まえ、金融庁として、地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備に関する施策を取りまとめたものである。今後、本文書に基づき、関連する施策を強力に推進していく。

II. 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

地域においては人口減少・少子高齢化が進行し、地域企業の人手・後継者不足も深刻化しつつある。こうした中、地域金融には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、地域企業や地域社会全体が金利や原材料費、人件費の上昇や各国の関税政策の影響、経済安全保障等といったその時々の課題に適切に対応し、さらに人口減少等の構造的な社会経済環境の変化も踏まえて持続可能な姿に変革していくために必要な後押しを行うことが求められている。

とりわけ、

- ・ 内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅企業や飛躍的な成長を目指す中小企業による研究開発や設備投資、事業買収等を、戦略面・ファイナンス面で後押しし、成長につなげること、
- ・ 中小企業・小規模事業者を含む顧客企業のM&A・事業承継や経営人材確保、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、事業再生・経営改善を支援すること、
- ・ 官民連携のまちづくりへの参画等を通じ、地域課題の解決に資すること

等が強く期待されており、こうした分野での地域金融力の発揮を強力に促していく。

地域金融機関は、事業性評価を基礎とした顧客企業の深い理解を最大の強みとしている。それを基盤として、顧客企業との間で経営上の課題に関する共通理解や信頼関係を醸成した上で、これを踏まえた効果的な金融・非金融の支援を通じ、顧客企業の持続可能性を高めることは、金融機関自身の持続可能性を高める観点からも重要である。

こうしたことを踏まえ、地域ネットワークのハブとして期待される地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくことを一層促していくための施策について、

- ・ スタートアップや中堅企業への成長支援や事業再生支援といった、企業の置かれたステージに応じた支援の切り口や、
- ・ 様々なステージにおいて重要なM&A、人材確保等の支援、事業性融資の推進、資本性資金の供給等の施策ごとの課題といった切り口から、

以下のとおり整理を行った。

なお、地域金融機関の規模やビジネスモデル、所在する地域の状況等は日々であり、以下で掲げられている全ての分野の取組を地域金融機関に求めているものではない。地域金融機関においては、画一的・網羅的にこれらの取組を実施するのではなく、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、ステージや課題を十分見極めた上で、有効な支援を適切に選択していくことが重要である。また、下記の施策を進めていく上では、中小企業庁や財務省といった関係省庁や学術研究機関¹等とも緊密に連携して、地域金融力の強化に向けて総力を挙げて取り組んでいく。

¹ 例えば、金融庁は、2023年5月に国立大学法人東京大学と、2025年11月に国立大学法人一橋大学と連携・協力に関する基本協定を締結し、産官学連携による研究・教育プロジェクトの推進等に取り組むこととしている。

1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援

地域には、相応の売上高の中堅企業や売上高100億円以上といった飛躍的な成長を目指す中小企業²、さらには成長意欲の高い中小企業・小規模事業者も存在し、潜在的にはビジネスを日本全国や海外に拡大できる企業が存在すると考えられる。こうした企業による革新的な研究開発や設備投資、戦略的な事業買収を後押しし、高い成長を実現していくことが重要である。

一般に、企業が投資を通じた更なる成長を目指していくに当たっては、国内外の事業会社との連携など高度な知見に基づく事業戦略が必要である。例えば、金融機関による企業の事業拡大の支援に当たっては、業種毎に異なるノウハウや適切な経営人材へのアクセスが必要であるほか、海外展開や海外事業会社との連携支援に当たっては、国内での事業拡大とは異なる知見が必要であり、適切な知見を有するプレイヤーとの連携が重要となる。また、ファイナンスの手法についても、エクイティ（資本性資金）やメザニン融資、社債調達等、一般的な融資にとどまらない手法を、証券会社やファンド、政府系金融機関とも連携して提供していくことが必要となる。地域金融機関自らも、こうした内外のプレイヤーと連携する中で事業戦略やファイナンス手法に関する知見を高めつつ、後述（10.）の投資専門会社に係る規制緩和も活用してエクイティの供給やM&Aの支援に積極的に取り組み、さらに、こうしたことが可能となる人材の獲得・育成を行うことが重要である。

このように地域についての圧倒的な情報を有し、地域・企業からの高い信用を得る地域金融機関が、企業価値の創造を総合的にサポートする能力を向上させ、これにより、地域から全国や世界の市場に飛翔する企業を生み出すことを目指していく³。

このため、例えば、以下の取組を通じて、大手を中心とした地域金融機関の知見を深めていく。

- ・ 実証実験等による具体的な事例の創出を通じ⁴、地域企業の成長支援のため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進する。
- ・ 地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が実施する研修開催を通じ、地域金融機関職員に対し、事業戦略とファイナンスを通じた企業価値創造の総合的なサポート（企業価値創造業務）に関する知見提供を行う。
- ・ 海外進出等の企業のリスクテイクを支援する国際協力銀行（ＪＢＩＣ）⁵、日本政策投

² 中小企業庁でも、売上高100億円実現を目指す「100億宣言」を行った企業への支援を推進しており、金融庁と中小企業庁は、こうした取組も含めて連携して施策を推進していく。

³ 経済産業省等が推進する「新規輸出1万円支援プログラム」や日本貿易保険（NEXI）が推進する「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」等においては、金融機関等の協力を得ながら新たに輸出に挑戦する事業者への支援を行っている。

⁴ 地域にネットワークを有する地域金融機関を起点とする、国内外の市場開拓や事業展開等に知見を有する内外のプレイヤーとの連携を通じた企業支援に関する実証実験を行い、そこで得られた知見を他の地域金融機関へ共有することが考えられる。

⁵ 地域金融機関との連携の例として、協調融資やツーステップローンを通じた中堅・中小企業への支援や現地プロジェクトモニタリングを通じた地域金融機関への支援が挙げられる。

資銀行（D B J、特定投資業務を通じた地域へのリスクマネー供給支援を含む）⁶、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等との協調投融資や、途上国の課題解決を行う企業を支援する国際協力機構（J I C A）との連携を促進する。

2. M & A・事業承継や経営者等の人材確保の支援

後継者不在は我が国の中小企業の多くが直面する問題であり、また、地域によってもその状況は大きく異なる⁷。人口減少・少子高齢化が進行する中でも、地域経済の基盤たる一つ一つの事業を着実に維持・成長させ、雇用の場を確保していくためには、M & Aや事業承継を通じて後継者不在問題を解決していくことが不可欠である。また、こうした際に金融機関によるアドバイスや提案を受けたいという企業側のニーズも一定程度存在⁸する。

以上の状況に鑑み、地域金融機関においては、顧客企業との日常的なコミュニケーションを通じて、円滑にM & A・事業承継を実行するに当たっての課題を明確化して相互に認識を深めておくとともに⁹、例えば、次のような取組を通じて、地域金融機関のM & A・事業承継支援機能の強化を図り、各地の支援ニーズを着実に取り込んでいく。

- ・ 地域金融機関によるM & Aや事業承継の支援機能の強化に向けて、フィナンシャル・アドバイザー業務等の実施、他の金融機関等との連携によりマッチングや案件組成を支援するプラットフォームへの参画・活用¹⁰、事業承継・引継ぎ支援センター等との連携を通じた人材育成等の取組を促進する（一連の取組について監督指針で明確化・例示）。
- ・ 経営者保証に起因したトラブル¹¹の防止に向けた地域金融機関による働きかけを促進する（トラブル防止に寄与する取組について監督指針で明確化）。

地域企業における経営者等を含む人材確保も重要な課題である。これまで、R E V I C が実施する REVICareer（レビキャリ）¹²等の取組により、地域企業が経営人材を確保でき

⁶ 地域金融機関との連携の例として、案件組成・ファンド創設前から投資期間終了に至るまで各フェーズでの連携・協働や地域特有の課題に関する共同調査、特定業界・テーマ・プロダクトに関する勉強会等の実施が挙げられる。

⁷ 「全国『後継者不在率』動向調査（2025年）」（帝国データバンク、2025年11月21日公表）によると、全国の後継者不在率の平均が50.1%である一方で、7の道県では同比率が60%以上であった。

⁸ 「企業アンケート調査の結果」（金融庁、2025年6月27日公表）では、「金融機関から手数料を支払ってでも受けたいサービス」として、「事業承継・M&Aに関するアドバイス・提案」と回答した企業は26.7%に上り、他の選択肢に比して相対的に高い割合を占めた。

⁹ 例えば、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」II-5-2-1（2）においては、事業承継が必要な顧客企業に対し、後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつソリューションを提供すべきであること等が明記されている。

¹⁰ 現在、複数の地域金融機関が連携したM & A・事業承継支援のためのプラットフォームが組成・運営されているほか、日本政策金融公庫（無料のマッチングサービス「事業承継マッチング支援」を運営）や事業承継・引継ぎ支援センターと連携したマッチングや案件組成の支援も有用と考えられる。

¹¹ 「中小M&Aガイドライン（第3版）」（中小企業庁、2024年8月30日改訂）には、「譲り渡し側の経営者保証の扱いについては、譲り渡し側の経営者保証を譲り受け側に移行させる想定であったにもかかわらず移行しない等の行為を行う譲り受け側の存在も指摘されている。」との記載がある。

¹² R E V I C が整備し、地域金融機関が経営人材の仲介を行うプラットフォーム。

るよう後押ししてきた¹³。地域企業と長期・継続的な取引関係を築いている地域金融機関が、経営者等を含む人材の確保を支援していくことは、地域企業の生産性向上や雇用の創出につながるだけでなく、地域企業が自律的に成長し続ける上で極めて重要である。

- ・ レビキャリについて、経済産業省と連携した大企業等への働きかけの促進に加え、他の人材マッチング事業や民間人材事業者等との連携強化を図るなど利便性の更なる向上を図る。
- ・ 監督指針において金融機関が提供するソリューションとして人材紹介業務を例示するとともにその留意点を明記し、レビキャリの活用のみならず、地域企業の事業承継等も含む様々な経営課題や求める人材像に応じ、地域金融機関が適切な人材紹介を行えるよう促していく。

3. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で、物価高や人手不足等への対応といった従来の経営課題への対応に加え、米国の関税措置の影響も受け、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する。足元では、地域金融機関による事業再生支援先是増加傾向にあるほか、地域金融機関による中小企業活性化協議会の活用や企業再生ファンドへの出資も進みつつある一方で、地域金融機関の域外融資や企業側の金利選好等を背景にメインバンクが変動・不明確化する傾向が見られるとの指摘もあり、地域金融機関による予兆管理、早期の事業再生・経営改善支援を進めるためにもメインバンク機能を強化することが重要である。

地域金融機関においては、以上の状況や、2024年「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（同年1月31日付改正、4月1日適用開始）の改正の内容・趣旨も踏まえ、事業者の抱える経営課題への対応を先送りせず、他の金融機関や支援機関、外部専門家とも連携¹⁴しながら、日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理等、一步先を見据えた早期の事業者支援を行うことを促進していく。

- ・ 地域経済の維持・成長のためにも事業再生が重要な役割を果たすという理念の下、「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、中小企業の事業再生・再チャレンジに向けた基本的な考え方や手続を定めた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン¹⁵」

¹³ このほか、人材確保等のため、企業における子育て環境の整備やこども支援も重要である。例えば、こども家庭庁では、企業による従業員や顧客、地域社会へのこども・子育て支援の拡大に向けた「こどもとともに成長する企業」構想を表明し、金融機関と連携しながら、地域企業等への伴走支援を行うこととしている。

¹⁴ 具体的には、人材やノウハウといった自金融機関のリソースにも鑑みながら、中小企業活性化協議会といった支援機関や、税理士や弁護士といった外部専門家と適時適切に連携していくことが望ましい。

¹⁵ 中小企業者の「平時」や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めた、全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」が策定したガイドライン。

の実効性を一層強化するための検討を開始するとともに、本ガイドラインの趣旨・内容について、一層の浸透・定着を図り、地域金融機関による平時からの予兆管理や早期かつ主体的な事業再生支援を促す。同様に、引き続き中小企業活性化協議会等とも緊密に連携し、事業者の実情に応じた早期かつ円滑な事業再生支援を図るように促す。

- ・ REVIC法改正¹⁶を踏まえ、大規模な災害を受けた地域の経済の再建に取り組むために、REVICにおいて必要な体制確保を行う。平時には、全国の金融機関から的人材の受入れ・育成や金融機関への研修の実施を通じ、事業再生に関する知見・ノウハウを還元していくことで各地の事業再生力の底上げを図る。また、有事には、平時に構築した地域金融機関や地方公共団体の職員間のネットワークを活用し、大規模災害時の二重ローン問題等への円滑な対応を図る。
- ・ 関係省庁とも連携して、地域におけるメインバンクの状況に関する定量的なデータを踏まえて、メインバンク機能の強化に向けた方策について検討をする。
- ・ 企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の強化を実現するため、今般の米国関税措置や事業環境の変化も踏まえつつ、地域金融機関と関係機関とが連携した、プッシュ型による伴走支援を強化する。その際、信用保証付きの融資先に対しても支援が進むよう、各金融機関や支援機関の経営資源の状況等を踏まえつつ、早期から相互に密接に連携して、経営状況のモニタリングや事業者に寄り添った継続的な伴走支援を進めるように促す。

4. 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進

有形資産に乏しいスタートアップ企業や経営者保証が原因となり思い切った事業展開を躊躇している事業者等は、資金調達に大きな制約を受けている。このため、地域の事業者が、不動産担保や経営者保証によらずに、事業の成長可能性に基づいて資金を調達できるよう、地域金融機関による事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の取組を後押しする必要がある。2026年5月には、事業性融資推進法¹⁷が施行され、将来キャッシュフローを含む事業全体を担保とすることにより¹⁸、事業の将来性に基づく資金調達を行いやすくする制度（企業価値担保権制度）が開始されることから、同制度の活用を促進するための環境整備を進めていく。

- ・ 契約の書式等の具体例を示すとともに、金融機関間の勉強会も活用し、企業価値担保権制度の円滑な施行に取り組む。

¹⁶ 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和7年法律第58号）。「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」をREVICの目的の1つとして明記。

¹⁷ 事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）。

¹⁸ 地域企業のブランド力や販路情報といった無形資産も担保に含まれる。

5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援

スタートアップ企業については、スタートアップ育成5か年計画をはじめとする官民の様々な取組が進められている。こうした中、スタートアップ企業の業種も、IT等を活用したものから高度な技術に着目したディープテック企業にまで広がりを見せているが、特に後者は事業の中核となる技術が地方の大学・研究機関にある場合も少なくないほか、事業化にあたって、用地や協力企業の有する実験・生産設備を必要とする場合もあり、首都圏以外の地方都市にも可能性が広がっている。

そうした中、金融面については、ベンチャーキャピタル等からのエクイティの供給に併せて、一定規模に達したスタートアップ企業についてはベンチャーデット¹⁹の適切な供給が重要であるが、ベンチャーデットは通常の預金取扱金融機関による融資とは手法が大きく異なるものであり、適切な手法で行われない場合には、貸出に係る規律を歪めるおそれがあるほか、金融機関に必要以上に損失を発生させ、結果として持続的・安定的な融資の供給が行われなくなることも懸念される。

これまで金融庁では、企業の将来性に着目した融資に関する取組を促すため、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を2019年に公表²⁰したが、これまでの国内外の融資（ベンチャーデットをはじめとする成長企業向け融資）の進展・先進的な取組を踏まえて、融資類型に応じた一定の目線を示していく。

- ・ 投資専門会社を通じた資本性資金の供給を促進する（後述）。
- ・ ベンチャーデットを含む融資類型について、金融検査・監督の具体的な考え方を検討していく。

6. 経営者保証に依存しない融資の促進

経営者保証に依存しない融資の促進に向けては、2022年の「経営者保証改革プログラム」策定等を経て、例えば、2024年度における新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数の割合が過半に達するなど、金融機関や事業者の着実な行動変容が進んでいる。引き続き、係る融資慣行の一層の浸透・定着を進めていく。

- ・ 金融機関や事業者の行動変容を一層拡大していくべく、今後、監督指針を改正し、既存の個別保証契約についても経営者保証の必要性の説明等の対象に追加する。

¹⁹ 例えば新株予約権付融資等、創業者等のエクイティ持ち分の希薄化を避けながら借入等の形で資金を調達する仕組み。なお、全国銀行協会が2025年6月に設置した「新株予約権付融資に関する検討会」において、スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、法務面での課題解決に向けた検討を行い、2025年度中に結論を得ることとされている。

²⁰ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁、2019年12月公表）
https://www.fsa.go.jp/news/r1/yuushidp/yushidp_final.pdf

7. 地域企業へのDX支援の推進

労働力の減少や高齢化等による担当者の退職に伴い地域企業の生産性が低下していくことが危惧される中、地域企業がその付加価値と生産性を高めていく上で、DXを推進していくことが不可欠である一方で、取組の進む中小企業の割合は限定的である。事業者のDX支援については、これまでも中小企業・小規模事業者等のデジタル化等に向けたITツールの導入を支援するIT導入補助金及び中小企業等の生産性向上を図るための中小企業省力化投資補助金（いずれも経済産業省）や、地域金融機関等が行うデジタル化促進のための伴走支援事業に対して補助を行う地域デジタル化支援促進事業（内閣府）等による支援が行われており、引き続きこうした制度が積極的に活用されるよう促していく²¹。地域企業の事業及び経営課題に精通する金融機関が、こうした国の支援策を取引先企業に周知し、適切な利用を促すとともに、地域内外の専門家とも連携しながら取引先企業のDXを推進できるような環境整備を進めていく²²。さらに、地域企業と地域金融機関のデータ連携を進め、金融機関におけるデータ利活用につなげていく。

- ・ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう、金融機関の業務としてITコンサル支援や経理業務の受託を位置付ける（監督指針の改正による明確化）。
- ・ 企業と金融機関との間でのデータ連携の高度化を図るべく、国際規格への準拠や様々な決済形態への対応について、関係省庁と連携しつつ検討を進めていく。

8. 地域課題の解決

（1）ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進

一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を企図するインパクト投資は、社会・環境課題の解決を後押しする取組としても期待されているが、地域課題をビジネスの力で解決しながら、社会的インパクトと事業収益を継続的に両立する地域に根差した企業である「ローカル・ゼブラ企業²³」への成長支援においても、活用が考えられる。インパクト投資も活用し、日本の各地域において数多くの「ローカル・ゼブラ企業」を生み出していくとともに、地域内外のステークホルダー（長く地域に貢献してきた地域の老舗・中核企業、社会的インパクトに共感する大企業等）との事業連携や資

²¹ このほか、中小企業等の生産性向上に資する取組として、地域で中小企業等の省エネを支援する体制を構築するため、資源エネルギー庁が立ち上げた枠組みである「省エネ・地域パートナーシップ」へ参画する金融機関も広がりつつある。

²² 地域金融機関では、企業支援だけでなく、利用者利便の向上に資するデジタル関連施策も行っている。例えば、地方銀行協会では、ライフィイベントに伴う諸手続のワンストップ・オンライン化を実現するプラットフォームを提供し始めている。

²³ ゼブラ企業とは、社会課題解決と経済性の両立を目指す企業を、白黒模様、群れで行動するシマウマに例えて命名された。このうち、地域の課題解決に取り組む企業をローカル・ゼブラ企業と呼称している。

金・人材面での協力を進め、エコシステムの強化を図っていくことが重要である。

- ・ 官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」(2023年11月設置)での議論を通じて、「ローカル・ゼブラ企業」を含む地域課題解決に取り組む企業へのインパクト投資の具体的な事例やノウハウの共有等を行い、インパクト投資の担い手の育成とその実践を後押ししていく。

(2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画

地域の課題やニーズ、特色を踏まえたまちづくりを進めていくためには、地方公共団体のみならず民間の知恵や資金も活用していくことが重要である。その際、地域に幅広い顧客ネットワークを有する地域金融機関が積極的に関与していくことを促す。こうした取組も通じて、地域の面的な再生につなげていく。

- ・ 公有不動産・遊休資産の活用等に係る官民連携プロジェクト²⁴への地域の様々なプレイヤー（商工会議所、建設会社、施設運営会社等）の出資・参画を促していく観点から、その中核として、地域金融機関の参画を促す。具体的には、内閣府が検討する伴走支援・インセンティブ付与等の取組と連携し、地方公共団体と地域金融機関が連携し公有不動産・遊休資産の活用について協働で取り組むことを支援する。

(3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進

農山漁村における課題解決に向け、地域の企業ネットワークを有する地域金融機関の関与に対する期待が大きい。足元では、農林水産省が、農山漁村における地域課題解決のため、地域金融機関をハブとして、課題を抱える地方公共団体や農林水産事業者と課題解決につながる事業を持つ商工事業者等とのマッチングを促進する取組を進めている。2025年度は10の金融機関と取り組み、来年度は全国的な展開を視野に入れているほか、都道府県主導の官民連携拠点である「農林水産 地方創生センター²⁵」の構想が各地で進んでおり、第一号案件である福井県では地域金融機関が事務局として積極的に関与している。こうした動きを後押しするため、関係省庁の連携を推進していく。

- ・ 農林水産省等と連携しながら、こうした取組への地域金融機関の参画を促していくことで、農林水産分野における課題解決に貢献していく²⁶。

²⁴ 例えば、LABV (Local Asset Backed Vehicle) の取組が考えられる。LABVとは、官民が連携して公共施設の建設・運営等を行うPPP (Public Private Partnership) の手法の一つであり、地方公共団体が公有不動産等の現物出資を行い、他の事業者による出資と合わせてLABV共同事業体を組成する。

²⁵ 「地方みらい共創戦略」(農林水産省、令和7年5月28日取りまとめ)

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/attach/pdf/250529-6.pdf>

²⁶ 農林水産省では、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトを創設し、地域金融機関による地域の事業者と地方公共団体や農漁業従事者のマッチング事業等、農山漁村の課題解決に向けた取組を行っている。

（4）過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進

人口減少等を背景として地域金融機関の店舗ネットワークの再編が進んでいるが、過疎地においても顧客の利便性を損なわないよう一定のサービス（預金の預入れ・引出し等）については維持を図るため、他金融機関等との共同店舗や共同ATMの設置といった取組が進められている。

- ・ 過疎地における顧客サービスの維持に向けた地域金融機関の既存の取組等を広げるために地域金融機関の業界団体と連携して検討を進める。

（5）地域における資産形成や金融経済教育における貢献

地域の人々の資産形成を支援する観点から、金融経済教育やファイナンシャル・プランニングの推進において、地域金融機関がその役割を発揮していくことが重要である。足元では、地域金融機関が地方公共団体と連携し、県内の高等学校に対し、金融経済教育に係る出前授業を行うような取組が実施されている地域も見られる。

- ・ 引き続き、地域金融機関における金融経済教育の普及・促進に係る取組が行われるよう促していくことで、地域における金融リテラシーの向上に貢献していく。その際、2024年4月に設立した金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣やオンライン講座等の活用の検討も促す。

（6）金融・資産運用特区の取組の推進

金融庁は、2024年6月、北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域を金融・資産運用特区に指定している。これら4地域が、国内外の投資資金を呼び込みながら、産業・企業が発展しやすい環境を整備するため、各地方公共団体と国が連携し、規制改革や各地域独自の取組を通じ、魅力的なビジネス・生活環境を整備するとともに、金融・資産運用業者を特定地域へ集積させる取組を行っている。

- ・ 特区地域における、こうした先進的な取組を通じた地域の課題解決を含めた環境整備及び、国内外の金融・資産運用業者に対するプロモーション活動を引き続き推進するとともに、特区地域以外にも資する取組の広域展開の検討も進める。

9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進

各地域では、これまで地域金融機関による地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組として数多くの経験が積み重ねられている。次のような施策を通じ、こうした経験を共有することで、各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく。

- ・ 2026年の夏を目途に地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組事例集（「地域活性化取組事典（仮称）」）を金融庁が中心となって取りまとめ、全国各地の金融機関が他

の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促す²⁷。

- ・ 地域金融機関と地域内外の様々な関係者が連携して地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組について知恵を出し合う場（「地域活性化ネットワーク」（仮称））を創り、こうした取組を促進していく。その中で、国で今後取組を進めることとされている各地域における産業クラスター構想等の施策について、当該ネットワークにおいて情報共有を図り、国・地方公共団体等の公的セクターによる支援と地域金融機関を含む民間主体による取組との連携を確保し、地域の持続的・有機的な発展につなげていくことも目指していく。
- ・ 当該ネットワークの活用も含め、地域金融機関の地域金融力の発揮を促進・評価する仕組みについて検討する。

10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

地域活性化のためには、地域企業の成長等を支援する資本性資金の供給が重要であり、これまで、地域金融機関等が、投資専門会社を通じてベンチャービジネス会社や事業承継会社、地域活性化事業会社²⁸に対し、資金供給を行うことが出来るような環境の整備が進められてきた。2025年3月末時点で地域銀行の投資専門会社の数は53社²⁹に上っている。

地域金融機関等が資本性資金の供給を通じて一層の地域活性化に貢献できるよう、利益相反取引の防止、リスク管理及び内部管理態勢の整備を引き続き前提とした上で、足元での地域のニーズ等を踏まえながら、投資専門会社の出資に関する要件等の見直しを進めていくことが重要である。具体的には、以下の要件等について、更なる緩和・明確化を図っていく。

- ① 投資専門会社による投資先の裾野を広げる観点から、投資専門会社の株式会社以外への資金供給を可能とする。
- ② 投資専門会社による投資先へのコンサルティングやビジネスモデルに合ったオーナー探索を強化する観点から、投資専門会社の業務範囲にM&A仲介業務を追加する。
- ③ スタートアップ・ベンチャー企業は、一般的に時価総額が小さいため機関投資家の投資対象になりにくく、上場後の資金調達が困難となる場合があることから、これに対応しつつ、流通市場に厚みをもたせるため、投資専門会社によるベンチャービジネス会社へのいわゆるクロスオーバー投資として、保有期限内であれば、非上場会社が上場した後も追加出資を可能とする。
- ④ 事業承継に直面する上場企業のニーズも存在するため、事業承継会社については上場企業であっても、投資専門会社による資金供給を可能とする。

²⁷ 本事典は単なる事例集ではなく、地域金融力の発揮状況の可視化と横展開を図るための基盤として活用できるものである。

²⁸ 銀行法上は、ベンチャービジネス会社は「新たな事業分野を開拓する会社」と、事業承継会社は「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」と、地域活性化事業会社は「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社」とそれぞれ規定されている。

²⁹ 社数は金融庁が把握している数値。

- ⑤ 地域活性化事業会社の更なる活用を促す観点から、地域活性化事業会社の要件を明確化し、手続を簡略化する。

III. 地域金融力発揮のための環境整備

これまで見てきたように、地域金融機関は、地域の「要」として地域金融力を発揮していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上で、以下のような課題に直面している。

- ・ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化するサイバー攻撃やマネー・ローンダリングへの対応等が求められ、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。
- ・ 人口減少・少子高齢化が進行する中で預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある。
- ・ さらに、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがある。

こうした課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくためには、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備が求められるとの観点から、以下のとおりその具体的な内容を整理した。

1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組（金融機関共通の課題における「共同化」による効率的・効果的な対応の推進）

サイバー攻撃やマネー・ローンダリングへの対応等には高度なシステムや専門性が必要とされ、金融機関の対応コストも上昇している。こうした金融機関共通の課題について、以下のような形で金融機関間での「共同化」を推進していくことで、小規模な金融機関であっても地域金融力を十分に発揮できる環境を整備していく。

- ・ 内部監査について、専門人材プールの構築等、各金融機関の監査機能の充実・強化を図ると同時に、各金融機関内での配置転換を通じ、融資・企業支援機能を強化するための方策を検討する。
- ・ 複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進する（後述）。

このほか、金融機関の当局に対する報告等に関して負担軽減に一層取り組む。

2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

金融機能強化法³⁰は、地域金融機関等の金融機能を強化し、地域経済の活性化を図るための枠組みとして、資本参加制度³¹と資金交付制度³²を設けている。人口減少等の環境変化

³⁰ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号）。

³¹ 自己資本の充実により経営基盤を強化しようとする地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引受け等による資本参加を行う制度（2004 年 8 月施行）。

³² 合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを実施する地域金融機関等に対し、経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（情報システム整備等）の一部について国（預金保険機構）が資金交付を行う制度（2021 年 7 月施行）。

の中で、地域金融機関等が経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保し、引き続き地域経済を支えていくための環境整備の一環として、これら両制度の期限延長・拡充等を含む金融機能強化法等の改正法案について、次期通常国会への提出を目指す。

（1）資本参加制度の期限延長・拡充

①申請期限の延長

資本参加制度の申請期限は、2004年8月の施行以降、リーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス感染症等による経済情勢の変化等に対応して、4年から5年程度の幅で延長が重ねられてきた。これまでに合計約7,402億円の資本参加³³を実施しており、資本参加先の地域金融機関等の自己資本の充実とそれを通じた地域経済の活性化等に貢献してきた³⁴が、現行法では、2026年3月末に申請期限を迎えることとなっている。

金融機関に対して公的な支援を行う場合、破綻前の資本参加であれば、その後に経営が回復すれば、公的資金は毀損されないのみならず、結果的に利益が得られる。他方、破綻後の支援の場合は、そのような利益は期待できないのみならず、破綻の経済・社会的コストも大きい。

また、地域金融機関等は、長期にわたり、人口減少等の構造的課題に対応しつつ、その金融機能を維持・強化していく必要がある。

このため、地域金融機関等に求められる役割の発揮や経営基盤強化の必要性を踏まえ、長期的な目線から、資本参加制度を「当分の間」の措置とする。その上で、後述する資本参加先の適切な経営管理と業務運営を確保するための制度面での対応も踏まえ、金融機関のモラルハザードの防止や市場の公平性の確保にこれまで以上に留意し、審査・モニタリングを適切に行うとともに、制度の施行状況等を定期的に検証しつつ、必要に応じて見直しを検討する。

②災害等特例の常設化

資本参加制度においては、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により自己資本の充実が必要となった地域金融機関等を対象とした特例（以下、それぞれ「震災特例」「コロナ特例」という。）が、いずれも金融機能強化法の改正により整備されている。これらの特例では、対象となる地域金融機関等が置かれた状況やその役割を踏まえ、資本参加を通じた金融機能の発揮を促し、地域の復興や地域経済の再生に貢

³³ 国と協同組織中央金融機関の負担分の合計額で、うち国の負担分は約7,257億円（2025年9月末時点）。

³⁴ 例えば、資本参加先の業務純益について、地域銀行及び信用金庫・信用組合ともに、資本参加以降、全国平均とのギャップ（差分）は概ね改善傾向にある。また、中小企業向け貸出残高は、地域銀行及び信用金庫・信用組合ともに、資本参加以降増加傾向にある。

献できるよう、経営強化計画の記載事項や審査基準が緩和されている³⁵。また、震災特例においては、東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となった協同組織金融機関向けに、震災特例の中で更に特別の枠組みも整備されている。

これらの特例は、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により将来を見通し難い状況下において、地域の復興や地域経済の再生を支える地域金融機関等に活用されてきたが、震災特例については既に 2017 年 3 月末に申請期限を迎えており、コロナ特例の申請期限も 2026 年 3 月末に迫っている。

こうした中、南海トラフ地震をはじめ、将来発生するおそれがある大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等に備え、その後の地域の復興や地域経済の再生に必要な金融機能の発揮に万全を期すため、現行の震災特例に相当する資本参加の特例を予め制度的に整備し、必要に応じて個別の災害等を指定することで当該特例を適用できるようにする。同時に、引き続き平時から地域金融機関等に対して不測の災害等への備えを促していく。

③資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保

資本参加の申請にあたって地域金融機関等が提出する経営強化計画には、従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項を記載することとなっている³⁶ほか、資本参加先の地域金融機関等は、半期ごとに経営強化計画の履行状況を当局に報告し、当局はその報告を公表・フォローアップすることとなっている。また、一定の資本参加については、外部有識者によるチェック機能として、資本参加前における金融機能強化審査会の意見聴取手続が設けられている。このように、現行制度においても、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保に向けた一定の枠組みは整備されている。

しかしながら、資本参加先の協同組織金融機関（いわき信用組合）において、長年にわたり制度の趣旨に反する極めて不適切な行為が行われていたことが明らかとなつた³⁷。

こうした中、まずは資本参加先において、適切な経営管理態勢を確保するための実効性ある取組を自律的に進めることが重要であるが、資本参加先における不祥事案を踏まえ、制度面からも必要な規定を整備する。具体的には、資本参加の方式にかかわらず、

³⁵ 例えば、金融機関が申請時に提出する経営強化計画において、通常 3 年以内とされる計画期間を 5 年以内にする、収益性や効率性の目標を求めるない、といった緩和措置が取られている。

³⁶ ただし、震災特例やコロナ特例では、こうした記載事項は求められていない。

³⁷ いわき信用組合が、遅くとも 2004 年 3 月頃から 2011 年 3 月頃にかけて、ある会社グループに対して、迂回融資及び無断借名融資の手法を用いて極めて多額の融資金を不正に資金提供し、かつ、当該資金提供の事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案。このほか、元職員の横領とその事実の組織的な隠蔽や、反社会的勢力や反社会的勢力であることが疑われる者への資金提供等の事実が確認されている。

全件を金融機能強化審査会の事前意見聴取の対象とするほか³⁸、資本参加先の協同組織金融機関については、監査機能³⁹の強化の観点から、複数の員外監事（うち最低1名は主要な取引先の役員等でないなどの十分な独立性が確保された者とする）の選任に関する事項を経営強化計画に記載することを求めるとしている。加えて、金融庁においては、既にモニタリング体制の強化に取り組んでおり⁴⁰、「III. 3. (2) モニタリングの強化等」で後述するように、モニタリング体制を更に抜本的に強化していくとともに、深度ある監督の実効性を高めていくための制度面での対応として、当局が資本参加先の金融機関に対し必要に応じて経営強化計画の変更を命ずる権限を金融機能強化法に創設する。

（2）資金交付制度の期限延長・拡充

①申請期限の延長

資金交付制度は、地域金融機関等が実施する合併・経営統合等の事業の抜本的見直しを対象にしているところ、当該措置には検討段階を含め相応の期間を要することから、2021年7月の施行から約5年間の申請期限を確保し、2026年3月末までとされている。これまでに合併・経営統合を伴う7件の実施計画が認定⁴¹されており、人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるなどのおそれがある地域金融機関等の経営基盤の強化に寄与してきた。

人口減少等の課題が深刻化する中、今後も地域金融機関等による合併・経営統合等の事業の抜本的見直しによる経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくため、資金交付の申請期限を延長することが考えられるが、資金交付は、資本参加と異なり返済を求めないものであり、財源にも限りがある。このため、資金交付制度と同様の政策目的を有する独占禁止法の特例法⁴²の廃止期限（2030年11月）も意識しつつ、政策効果を発揮で

³⁸ 資本参加制度では、資本参加の4つの方式が定められている。①金融機関が単体で資本参加を受ける方式では資本参加前における金融機能強化審査会からの意見聴取が必須とされている一方、②組織再編成を伴う方式及び③協同組織中央金融機関への予めの資本参加を行う方式においては必要があると認められる場合のみ、④信託受益権による方式は対象外とされている。

³⁹ 現行法令においては、内部監査部門の機能発揮の要ともなるべき監事について、信用金庫は2名以上、信用組合は1名以上（一定規模以上の場合は2名以上）を選任する必要がある。また、一定規模以上の信用金庫・信用組合は、1名以上の員外監事を選任する必要がある。なお、現状において、複数の員外監事を選任している信用金庫・信用組合は限定的である。

⁴⁰ 例えば、金融庁においては、2025事務年度に「地域金融モニタリング参事官」や「協同組織金融モニタリング室」を新設し、財務局との更なる連携や協同組織金融機関のモニタリング体制の強化に取り組んでおり、経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行うこととしている。

⁴¹ これら7件に対する交付予定額の合計は約150億円で、既交付額は約73億円（2025年3月末時点）。ただし、福井銀行・福邦銀行の合併にかかる新たな資金交付契約の締結に伴い、福邦銀行との既存の資金交付契約は2024年9月に合意を解除しているところ、これらは件数としては2件とした上で、交付予定額はあわせて総額30億円として計算している。

⁴² 地域銀行が、合併等により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前

きるよう、申請期限を 2031 年 3 月末までの 5 年間延長する。その上で、資金交付制度を利用した地域金融機関が、制度の目的に沿って地域経済の再生・活性化に貢献しているかといった政策効果の発揮状況について一層丁寧なモニタリングを行う。

②制度の拡充

これまでの活用実績や趨勢的な人口動態等を踏まえつつ、より効果的に地域金融機関等の経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくとともに、合併・経営統合に限らず、事務の共同化を含めた業務の効率化を一層強力に支援していく観点から、申請期限の延長とあわせて、以下のとおり制度の拡充を行う。

イ. これまでの活用実績等を踏まえた制度の拡充

1) 交付上限額・補助率の引上げ

地域銀行の合併に係る交付対象経費の実績は平均約 158 億円となっており、いずれのケースにおいても、交付予定額は上限額(30 億円)に達していることを踏まえ、交付上限額を現行の 30 億円から 50 億円に引き上げる。また、現行の補助率(1/3)は、大企業向けの補助金の例を参考に設定されたものであるが、協同組織金融機関については、中小企業向けの補助金の例を参考に 1/2 に引き上げる。

さらに、地域経済の持続可能性の確保や金融システムの安定・効率化に特に資すると認められる合併・経営統合として、資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関を当事者とする合併・経営統合についてはインセンティブを強化する観点から、合併転換法⁴³に基づく業態を超えた合併については業態内と業態間の合併のイコールフッティングを確保する観点から、交付上限額を 75 億円に、補助率を業態にかかわらず 1/2 に引き上げる。

2) 交付対象行為・経費の拡充

交付対象行為に、当事者である金融機関以外の者からの株式取得（例えば、公開買付け）を通じた他の金融機関の子会社化を加える⁴⁴ほか、交付対象経費に、合併・

提に、地域におけるシェアが高くなても特例的に合併等が認められるよう、10 年間の時限措置として独占禁止法の適用除外を認める特例法（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号））が制定されている（2020 年 11 月施行）。これまでに 2 件の地域銀行の合併で活用されている。

⁴³ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和 43 年法律第 86 号）。金融機関が相互に適正な競争を行うことができるような環境を整備して金融の効率化を図ることを目的とし、例えば、銀行と協同組織金融機関との合併や、協同組織金融機関から銀行への転換を行う場合の手続等を定めている。

⁴⁴ 現行制度では、株式の交付・取得を通じた子会社化は、当事者である金融機関同士で行われるものに限られている。

経営統合に伴い生じるシステム解約違約金を加える⁴⁵。

3) 申請時期の弾力化

他の金融機関の子会社化等、情報管理を徹底しつつ短期間で実行される経営統合もあることを踏まえ、実施計画の策定に要する期間を考慮し、経営統合後の相当の期間内に資金交付の申請を行うことも可能とする。

□. 事務の共同化を含めた業務の効率化を支援していくための制度の拡充

1) 単独での効率化要件の見直し

合併・経営統合のほか、単独で業務の効率性・収益性が大きく向上すると見込まれる場合も資金交付の対象に含まれるところ、その要件⁴⁶について、人件費・物価の上昇等を踏まえ、適切な水準に見直す。

2) 勘定系システムの共同化に対する支援

中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備する。その際、合併・経営統合等へのインセンティブを弱めることにならないよう留意し、既存の勘定系の共同システムへの新規加盟や新たなシステム共同化を行う中小の地域金融機関については、上限額を15億円、補助率を1/4（協同組織金融機関については1/3）とする。また、既に業態ごとにシステム共同化を実現している協同組織中央金融機関等による勘定系の共同システムの合理化・持続化に向けた取組については、上限額を150億円、補助率を1/4とし、当該共同システムに加盟している各協同組織金融機関の業務の効率化と地域経済の活性化に向けた取組を間接的に支援する。いずれの場合にも、申請期限は、システムの設計・開発に要する期間等を考慮し、2036年3月末とする。

（3）優先出資の消却方法の弾力化

協同組織金融機関の資本調達については、株式会社とは異なり、会員・組合員である中小企業・小規模事業者や個人からの普通出資が基本とされており、これを補完する制度として、優先出資法⁴⁷により、会員・組合員以外の者からの優先出資を可能とする制度が創設されている。

優先出資は制度上普通出資を補完するものと位置付けられているため、この消却原資は、あくまでも普通出資の増加分や剰余金から行われることが想定されていたが、実際

⁴⁵ 現行制度では、各種契約の解除に伴って発生する経費（違約金・損害賠償金・退職手当等）は対象外となっている。

⁴⁶ 実施計画の終期において、始期の直前期から、修正業務粗利益経費率（修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益)）が15%ポイント以上低下、かつ、修正経費（経費-有形固定資産償却費-無形固定資産償却費-預金保険料）が20%以上低下。

⁴⁷ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）。

には、会員・組合員から新たに普通出資を募ることや、剰余金を十分に積み上げることは必ずしも容易ではないことから、供与資本の返済が柔軟に進められず、これにより、優先出資の出し手から見ると、投下資金の回収可能性が予見し難く優先出資を行いにくい状況となっている。

こうした中、経済環境が安定しており、最低水準を上回る自己資本が確保されているような状況においては、優先出資法上、資本金・資本準備金・法定準備金（資本金等）を減少させて剰余金に振り替えて消却原資とすることが認められれば、より柔軟に優先出資の消却が可能となる。実際に、優先出資法よりも後に制度整備が図られた金融機能強化法に基づく資本参加の場合には、資本金等を減少させ、剰余金に振り替えて消却原資とする特例が認められている。

このため、優先出資の消却可能性、すなわち優先出資の出し手にとっての投下資金の回収可能性を高め、協同組織金融機関に対する優先出資を行いややすくするため、金融機能強化法における特例の消却方法を参考にしながら、債権者保護の手続を設けた上で、優先出資法における優先出資の消却方法が弾力化されるよう見直すこととし、もって協同組織金融機関が自己資本の充実を図りやすくする。

3. その他の環境整備

（1）早期警戒制度の見直し

早期警戒制度は、早期是正措置の前段階として、最低所要自己資本比率を満たしている地域金融機関に対して、その健全性の維持・向上を図るための措置として、2002年に整備された仕組みである。2019年にその見直しが行われた際には、「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」の着眼点を新たに導入し、モニタリングが実施されてきている。

他方で、これまでの制度の運用においては、将来の収益性について足元の傾向が単に継続することを前提としたシミュレーションを実施するなど、将来の収益性・健全性の検証に改善の余地があるほか、抜本的な経営改革に踏み込めない地域金融機関に対して早めの対応を促すことが必ずしもできないなどの課題がある。

こうした中で、人口減少の影響は地域金融機関の預金サイドだけでなく、今後は貸出サイドにも顕著にあらわれていくことが想定されるほか、金利環境の変化により、特に信用金庫や信用組合における有価証券の評価損が拡大傾向にあることから、地域金融機関と健全な危機意識を共有して早めの対応を促す必要性が増している。

このため、地域金融機関の収益性や健全性に与える影響について、個別の地域金融機関の状況も十分踏まえつつ、将来の人口動態や金利変動等について定量的なデータに基づいた説得性のあるシナリオに基づいて深度ある検証をし、地域金融機関との間で将来の経営状況について認識の共有を図りながら、早期警戒制度の実効性を高めていく方向で見直していく。また、持続的な収益については、人口動態等が5年、10年後の収益性や財務に与える影響について、貸出債権の高粒度データを含む定量的なデータに基づいて分析し、その結果を地域金融機関に共有して深度ある検証を進める。さらに監督の実

効性を高めていく際には、地域金融機関の実態に深く立ち入ることになると考えられるが、その場合、地域金融機関が十分に納得し主体的な行動がとられるよう、緊密にコミュニケーションをとることに留意する。

（2）モニタリングの強化等

地域金融機関への検査・監督に当たっては、金融庁・財務局において、オンサイト（立入検査）とオフサイトのモニタリングを通じ、財務の健全性や業務の適切性、それらを支える経営管理態勢等を確認している。そして、法令違反や態勢上の懸念等がみられる地域金融機関には、必要に応じて業務改善命令等の行政処分も活用し、改善を促していく。

しかしながら、前述のとおり、一部の資本参加先において制度の趣旨に反する数々の不正行為が長期間にわたって実行されてきた事案等も踏まえ、地域金融機関が自律的に経営管理と業務の適切性を強固なものとするためにも、当局としてより一層深度あるモニタリングを実施する必要がある。また、上記の「Ⅲ. 3. (1) 早期警戒制度の見直し」のとおり、今後、人口減少や金利環境の変化が地域金融機関の経営に大きな影響を与えるおそれがある中、地域金融機関の収益性や健全性に関して、早期警戒制度の実効性を確実なものにするためにも、モニタリングの質の向上が不可欠となる。

このため、金融庁に新たに設置した「協同組織金融モニタリング室」も活用し、財務局との緊密な連携のもと、事案に応じて立入検査を有効に活用するなど、地域金融機関に対するモニタリング体制を財務局の定員増の検討も含めて抜本的に強化していく。その際、特に資本参加先の地域金融機関に対しては、経営管理態勢や法令等遵守態勢等の検証を適時適切に実施するとともに、深度ある検証を実施するために情報受付窓口等を活用し対象金融機関に関する幅広い情報を収集することが重要である。さらに、資本参加先が策定する経営強化計画のフォローアップにおいては、地域における金融仲介機能の発揮状況のみならず、経営管理態勢や法令等遵守態勢等を継続して確認していくことが必要である。

他方、資本参加先以外の地域金融機関のモニタリングにおいても、金融仲介機能の発揮は重要なテーマである。地域金融機関の金融仲介機能の発揮は、取引先との良好なリレーションがあってこそ成り立つものと考えられ、職員の目利き能力の向上も含め、経営において取引先の事業の継続性や将来性を見極めてしっかりと支援できる態勢の確立に取り組んでいるか、経営管理態勢やリスク管理態勢等の検証（深度ある対話）の中で確認し、一層の取組を促していく。このように、法令等遵守のみならず金融仲介機能の発揮の観点から経営管理態勢等の強化を図ることは、地域金融機関の企業価値向上にもつながるものである。また、金融仲介機能の発揮の観点からも、多様な投資家との建設的な対話が有益であることから、地域銀行における株主構成や投資家との対話状況等についてフォローしていく。

(3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）

地域金融機関において、生成AI技術の導入は、顧客に影響を及ぼさない金融機関内部の業務の効率化を中心として一定程度進んでいる。一方、対顧客向けサービスへの生成AIの利活用については、誤った情報を生成するリスク（ハルシネーション）等もあり、限定的な範囲にとどまっている。今後、顧客向けサービス等のこれまで利活用されていないユースケースを新たに創出することや、その利活用のリスク低減方法等のプロセスを共有することによって、地域金融機関が生成AIの健全な利活用を進め、その業務を効率化することを後押ししていくことが重要である。

- ・ 地域金融機関等による生成AIの利活用に関する実証を行い、対顧客向けサービスをはじめとするユースケースを創出する。その上で、他の地域金融機関が生成AI技術を導入できるよう、ユースケースやリスク低減の方法等のプロセスをとりまとめ、情報提供を行う。

多様な働き方や新しい働き方を希望する地域金融機関職員のニーズに応え、地域金融機関が従業員の働き方改革に取り組むことが重要である。こうした中、特に、兼業・副業の選択肢を提供することは、人材の多様化が求められる地域金融機関において、複眼的な視点を持つ人材の育成につながることに加え、顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される。金融庁では、これまで金融機関へのアンケート調査等を実施し、各金融機関の取組の確認等を進めてきた⁴⁸。地域金融機関における兼業・副業制度の導入は、足元3年間で着実に進展しているものの、規程が整備されていない金融機関も一定程度見られる。希望する職員の兼業・副業が可能となるよう、地域金融機関による就業規則の改定を含めた環境整備の取組を後押ししていく。

- ・ アンケートやヒアリング等を通じ、地域金融機関のフォローアップを行うとともに、制度未導入であるがゆえに金融機関が抱えるであろう懸念点やリスク等を払拭、軽減するための取組について事例収集（多様な人材確保のための取組含む）を進め、2025事務年度末を目指し、これらの結果を公表し、各金融機関の前向きな取組につなげていく。

(4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

地域における人口減少や金利上昇等を背景として、同一グループ内の兄弟銀行間等において信用供与等を行う必要性が高まっている。銀行の健全性の確保にも留意しつつ、同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制について監督指針の見直しの検討を進める。

⁴⁸ 「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（金融庁、2025年6月27日公表）
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250627-2/02.pdf>